

加東市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく措置請求について、要件審査を実施した結果を令和5年4月26日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和5年4月26日

加東市監査委員 高 橋 優

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 田 中 正 紀

加 監 第 1 3 号  
令和5年4月26日

様

加東市監査委員 高 橋 優  
加東市監査委員 壺 井 弘 次  
加東市監査委員 田 中 正 紀

加東市職員措置請求の結果について（通知）

令和5年3月30日に收受した加東市職員措置請求については、請求の内容を審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象としないことを決定したので、これを通知する。

（理 由）

本件請求は、加東市立東条学園小中学校（以下、「東条学園」という。）の建設工事において、大小プールを外構に単独で設置するのではなく、校舎の屋上に設置したことにより工事費が高額になったとして、その差額を損害として返還を求めるものと解する。

本件請求において住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は明示されていないが、東条学園のプール建設に関する請求であることから、本件請求における当該行為は、次の建設工事と考えられる。

・令和2年度加東市東条地域小中一貫校建設工事

- ①契約日 令和2年6月5日
- ②契約期間 令和2年6月6日から令和3年12月15日まで
- ③支出日 令和4年1月31日

住民監査請求の請求期間は、「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」（法第242条第2項）とされているところ、本件請求は、前述した当該行為の支出日から1年を経過している。

「正当な理由」の有無については、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に

